

青森県農林水産部水産局車両賃貸借契約書（案）

（発注者）青森県

（受注者）

上記当事者間において、車両の賃貸借のため、次のとおり契約を締結した。
（ただし、を除く。）

（賃貸借物件）

第1条 受注者は、その所有する別表1に掲げる物件（以下「賃貸借物件」という。）を発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借した。

- （1）件名 青森県農林水産部水産局車両賃貸借契約
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年2月1日から令和12年1月31日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、次のとおりとし、その月額は別表2に掲げるとおりとする。

令和6年度 金	円	
（うち消費税額及び地方消費税額		円）とする。
令和7年度 金	円	
（うち消費税額及び地方消費税額		円）とする。
令和8年度 金	円	
（うち消費税額及び地方消費税額		円）とする。
令和9年度 金	円	
（うち消費税額及び地方消費税額		円）とする。
令和10年度 金	円	
（うち消費税額及び地方消費税額		円）とする。
令和11年度 金	円	
（うち消費税額及び地方消費税額		円）とする。

2 1月に満たない期間がある場合における当該機関の賃貸借料は、第1項の月額を基礎とし、1月を30日で日割計算して得た額とする。

(契約保証金)

第4条 (A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

第4条 (B) 契約保証金は、免除する。

(賃貸借物件の配置場所及び使用目的)

第5条 受注者は、賃貸借物件を、別表1 (1) から (4) に掲げる配置場所に配置し、発注者の業務のために使用するものとし、その他の目的に使用しないものとする。

2 発注者は、賃貸借物件の配置場所を変更しようとするときは、あらかじめ書面により受注者に通知するものとする。

(賃借料の支払)

第6条 受注者は、別表2に定める1月ごとの賃借料を翌月10日までに書面により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

(善管注意義務)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意義務をもって賃貸借物件を管理しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、この契約により知り得た発注者の一切の事項を他に漏らしてはならない。

(賃貸借物件の臨時的保守)

第9条 受注者は、発注者から賃貸借物件の故障への対応等の臨時的保守の請求があったときは、直ちに対応するものとする。

2 前項の臨時的保守に要する経費は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

- (1) 受注者が、賃貸借契約を実施しなかったとき、又は賃貸借契約を実施する見込みがないと明らかにみとめられるとき。
 - (2) 賃貸借契約の実施状況が著しく不適當又は不誠実であると認められるとき。
 - (3) その他受注者がこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第1号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（違約金）

第11条（A）発注者は、前条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、当該契約を解除した日の属する年度の賃貸借料（既に支払い済みの賃貸借料を含む。）の100分の5に相当する金額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

2 発注者は、前項の違約金を未払いの賃貸借料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（契約保証金の帰属）

第11条（B）契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供されたときの担保を含む。）は、受注者が前条第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）

第12条 契約保証金は、受注者がこの契約を履行したときは、受注者に還付するものとする。

（損害賠償）

第13条 発注者は、第10条第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合において、第11条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提

供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金額の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(賃貸借物件の返還)

第14条 発注者は、賃貸借期間が満了した場合、又は第10条の規定によりこの契約を解除した場合には、受注者と発注者が協議して定める期日までに当該賃貸借物件を受注者に返還するものとする。

2 返還に要する経費は、受注者の負担とする。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団排除)

第16条 受注者は、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第17条 受注者は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(業務内容の変更等)

第18条 発注者は、必要により業務内容を変更し、又は業務遂行の一時中止を受注者に指示することができる。この場合において、賃貸借料を変更する必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(協議事項)

第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県青森市長島一丁目1-1
青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、発注者又は受注者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再発注の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を発注し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再発注する場合は、受注者は再発注先(再発注先が発注先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない(再発注先が再々発注を行う場合以降も同様とする。)

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

- 第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- 2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

- 第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

- 第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力をを行うものとする。

別表1 配置場所別貸借物件

(1) 小型貨物自動車

配置場所		貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
東青地域県民局地域農林水産部 東青地方水産事務所			
水産普及課	青森市港町二丁目2 2-4		
三八地域県民局地域農林水産部 三八地方水産事務所 (鱒ヶ沢庁舎)			
水産普及課	八戸市河原木北沼 1-131		
西北地域県民局地域農林水産部 西北地方水産事務所			
水産普及課	鱒ヶ沢町舞戸町字鳴 戸384-37		
下北地域県民局地域農林水産部 下北地方水産事務所			
水産普及課	むつ市中央 1-1-8		
			計7台

(2) 普通乗用自動車①

配置場所		賃貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
西北地域県民局地域農林水産部 西北地方水産事務所 (漁港漁場整備庁舎)			
管理課	鱒ヶ沢町本町 2 4 6 - 3		
下北地域県民局地域農林水産部 下北地方水産事務所			
管理課	むつ市中央 1 - 1 - 8		
計 2 台			

(3) 普通乗用自動車②

配置場所		賃貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
三八地域県民局地域農林水産部 三八地方水産事務所			
管理課	八戸市河原木北沼 1 - 1 3 1		
西北地域県民局地域農林水産部 西北地方水産事務所 (漁港漁場整備庁舎)			
管理課	鱒ヶ沢町本町 2 4 6 - 3		
下北地域県民局地域農林水産部 下北地方水産事務所			
管理課	むつ市中央 1 - 1 - 8		
計 3 台			

(4) 普通乗用自動車③

配置場所		賃貸借物件	
名称	所在地	車名	型式
三八地域県民局地域農林水産部 三八地方水産事務所			
管理課	八戸市河原木北沼 1-131		
下北地域県民局地域農林水産部 下北地方水産事務所			
水産普及課	むつ市中央 1-1-8		
管理課			
			計 3 台
			総計 15 台

別表2 月別支払額表

令和6年度

(単位：円)

期間			金額
令和7年2月1日	～	令和7年2月28日	(2月分)
令和7年3月1日	～	令和7年3月31日	(3月分)
令和6年度分 計			

令和7年度

(単位：円)

期間			金額
令和7年4月1日	～	令和7年4月30日	(4月分)
令和7年5月1日	～	令和7年5月31日	(5月分)
令和7年6月1日	～	令和7年6月30日	(6月分)
令和7年7月1日	～	令和7年7月31日	(7月分)
令和7年8月1日	～	令和7年8月31日	(8月分)
令和7年9月1日	～	令和7年9月30日	(9月分)
令和7年10月1日	～	令和7年10月31日	(10月分)
令和7年11月1日	～	令和7年11月30日	(11月分)
令和7年12月1日	～	令和7年12月31日	(12月分)
令和8年1月1日	～	令和8年1月31日	(1月分)
令和8年2月1日	～	令和8年2月28日	(2月分)
令和8年3月1日	～	令和8年3月31日	(3月分)
令和7年度分 計			

令和8年度

(単位：円)

期間			金額	
令和8年4月1日	～	令和8年4月30日	(4月分)	
令和8年5月1日	～	令和8年5月31日	(5月分)	
令和8年6月1日	～	令和8年6月30日	(6月分)	
令和8年7月1日	～	令和8年7月31日	(7月分)	
令和8年8月1日	～	令和8年8月31日	(8月分)	
令和8年9月1日	～	令和8年9月30日	(9月分)	
令和8年10月1日	～	令和8年10月31日	(10月分)	
令和8年11月1日	～	令和8年11月30日	(11月分)	
令和8年12月1日	～	令和8年12月31日	(12月分)	
令和9年1月1日	～	令和9年1月31日	(1月分)	
令和9年2月1日	～	令和9年2月28日	(2月分)	
令和9年3月1日	～	令和9年3月31日	(3月分)	
令和8年度分 計				

令和9年度

(単位：円)

期間			金額	
令和9年4月1日	～	令和9年4月30日	(4月分)	
令和9年5月1日	～	令和9年5月31日	(5月分)	
令和9年6月1日	～	令和9年6月30日	(6月分)	
令和9年7月1日	～	令和9年7月31日	(7月分)	
令和9年8月1日	～	令和9年8月31日	(8月分)	
令和9年9月1日	～	令和9年9月30日	(9月分)	
令和9年10月1日	～	令和9年10月31日	(10月分)	
令和9年11月1日	～	令和9年11月30日	(11月分)	
令和9年12月1日	～	令和9年12月31日	(12月分)	
令和10年1月1日	～	令和10年1月31日	(1月分)	
令和10年2月1日	～	令和10年2月29日	(2月分)	
令和10年3月1日	～	令和10年3月31日	(3月分)	
令和9年度分 計				

令和10年度

(単位：円)

期間			金額
令和10年4月1日	～	令和10年4月30日	(4月分)
令和10年5月1日	～	令和10年5月31日	(5月分)
令和10年6月1日	～	令和10年6月30日	(6月分)
令和10年7月1日	～	令和10年7月31日	(7月分)
令和10年8月1日	～	令和10年8月31日	(8月分)
令和10年9月1日	～	令和10年9月30日	(9月分)
令和10年10月1日	～	令和10年10月31日	(10月分)
令和10年11月1日	～	令和10年11月30日	(11月分)
令和10年12月1日	～	令和10年12月31日	(12月分)
令和11年1月1日	～	令和11年1月31日	(1月分)
令和11年2月1日	～	令和11年2月28日	(2月分)
令和11年3月1日	～	令和11年3月31日	(3月分)
令和10年度分 計			

令和11年度

(単位：円)

期間			金額
令和11年4月1日	～	令和11年4月30日	(4月分)
令和11年5月1日	～	令和11年5月31日	(5月分)
令和11年6月1日	～	令和11年6月30日	(6月分)
令和11年7月1日	～	令和11年7月31日	(7月分)
令和11年8月1日	～	令和11年8月31日	(8月分)
令和11年9月1日	～	令和11年9月30日	(9月分)
令和11年10月1日	～	令和11年10月31日	(10月分)
令和11年11月1日	～	令和11年11月30日	(11月分)
令和11年12月1日	～	令和11年12月31日	(12月分)
令和12年1月1日	～	令和12年1月31日	(1月分)
令和11年度分 計			

注意 このページは契約書ではありません

参考

1 契約保証金の免除又は納付の態様に応じた削除条項は、次のとおり。

(1) 契約保証金を履行保証保険契約締結により免除したとき

第4条 (A)、第11条(B)、第12条

(2) 契約保証金を実績により免除したとき

第4条 (A)、第11条(B)、第12条

(3) 契約保証金を財務規則第159条第1項第6号により免除したとき

第4条 (A)、第11条(B)、第12条

(4) 契約保証金の納付を受けたとき

第4条 (B)、第11条(A)